

中小企業等緊急経営応援事業費補助金 (商店街等緊急販売促進事業)

ご案内

京都府と京都商工会議所では、平成26年4月の消費税法改正を踏まえた、商店街の売上げ向上につながる取組を緊急支援する「中小企業等緊急経営応援事業費補助金(商店街等緊急販売促進事業)」を実施しております。

これは、中小企業応援隊の支援策として、みなさんが平成26年6月までに実施される取組(事業)に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【申請受付期間】

平成26年3月10日(月)から平成26年3月25日(火)まで

【申請書の提出先】

中小企業応援隊員である経営支援員を経由して京都商工会議所へ提出

【申請要件】

京都商工会議所の中小企業応援隊員(経営支援員)の支援を受けている商店街団体

【問合せ先】

提出先	管轄行政区	所在地	電話番号
洛央支部	上京区、中京区、下京区、 東山区、山科区	京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所 1階	075-212-6460
洛南支部	南区、伏見区	京都市伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル 1階	075-611-7085
洛北支部	北区、左京区	京都市左京区下鴨高木町6 アトリエフォー 1階	075-701-0349
洛西支部	右京区、西京区	京都市右京区西院巽町13 西院くめマンション 1階	075-314-8771

京 都 商 工 会 議 所

1 京都市内に事業所（団体）等を有する下記の商店街団体が対象です。

商店街団体の定義

商店街振興組合	商店街振興組合法に基づく商店街振興組合
事業協同組合	商店街及び小売市場（以下「商店街等」という。）における事業協同組合
任意団体	商店街等において、共同事業等の事業活動を行うための規約等を制定している任意組織団体
共同出資会社	2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社（株式会社にあつては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める中小小売商業者の有する議決権の割合が10分の7以上であるものに、持分会社にあつてはその社員（業務執行権を有しないものを除く。）に占める中小小売商業者の割合が2分の1を超えているものに限る。）
特定会社	商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社（株式会社にあつては総株主の議決権に占める中小企業者以外の会社の有する議決権の割合が2分の1未満であるものに、持分会社にあつてはその社員に占める大企業者の割合が2分の1未満であるものに限る。）
事業実行委員会	前各号に該当する複数の団体が中心となって、商店街等の活性化を目指すための事業活動を行う目的で組織された府内に事務所を有する団体であつて、定款に類する規約等を有し、自ら経理する等の会計組織を有するもの。

2 平成26年4月の消費税増税を踏まえて行う商店街等での売り上げ向上につながる取組で、平成26年4月1日から6月30日までに実施する事業

※ ただし実施準備については、2月以降から着手することは差し支えありません。

受付期間に係る事業実施期間の範囲

受付期間 平成26年3月10日 ～ 3月25日

事業実施期間 平成26年4月1日 ～ 6月30日

実績報告書提出期間 事業終了後、5日以内（厳守）

※当取組（事業）の交付決定前に終了した取組（事業）や交付決定前に請求・支払行為を行った取組（事業）は、対象外とします。また、同一取組（事業）について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合も対象外とします。

3 補助金の内容については次のとおりとします。

1 補助事業団体当たり 上限300,000円 （補助率2分の1以内）

（補助対象経費例）

・ 大売り出しの実施経費

・ 販促イベントの実施経費 など

※ 補助対象は、申請取組（事業）の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象です。

※ 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

※ 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

- 4 交付申請書等の提出書類は、期日までに申請書提出先へ持参してください（必着）。
交付申請書等は、支援を受けている中小企業応援隊員にお申し出ください。
- 5 交付決定通知は、募集期間終了後、選考を行い、文書により中小企業応援隊員を通して各申請者に選考結果を通知いたします。
 - ① 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額のすべてに応じられない場合があります。
 - ② 補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払いとします。
- 6 実績報告書の提出について
 - ① 取組（事業）終了後速やかに実績報告書を京都商工会議所に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料の添付（成果物見本や写真等）が必要です。
（その際、取組（事業）実績について経営支援員が確認させていただきます。）
 - ② 京都商工会議所において実績報告書を受理後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。